

大蔵委員會議録第三十八号

昭和三十一年五月二十二日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事 黒金 泰美君 理事 高見 三郎君
理事 藤枝 泉介君 理事 石村 英雄君
理事 春日 一幸君

川島正次郎君 竹内 俊吉君
内藤 友明君 古川 丈吉君
坊 秀男君 前田房之助君
横川 重次君 有馬 輝武君
石山 權作君 木原津與志君
竹谷源太郎君 平岡忠次郎君
横銭 重吉君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君
大蔵事務官(国 税庁直税部長) 阪田 泰二君
大蔵事務官(国 税庁長官) 村山 達雄君
専門員 椎木 文也君

委員外の出席者

大蔵事務官(国 税庁直税部長) 村山 達雄君
専門員 椎木 文也君

五月十八日

委員横山利秋君辞任につき、その補
欠として三宅正一君が議長の名で
委員に選任された。

同月十九日

委員加藤高藏君及び古川丈吉君辞任
につき、その補欠として大橋忠一君
及び松本俊一君が議長の名で委員
に選任された。

同日

委員大橋忠一君及び松本俊一君辞任
につき、その補欠として加藤高藏君

及び古川丈吉君が議長の名で委員
に選任された。

同月二十二日

委員三宅正一君辞任につき、その補
欠として横山利秋君が議長の名で
委員に選任された。

五月十八日

昭和三十一年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案(石田君
全君外二十六名提出、衆法第五六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

税理士法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四三三号)

○松原委員長 これより會議を開き
ます。

まず税理士法の一部を改正する法律
案を議題として質疑を続行いたしま
す。横山利秋君。

○横山委員 税理士法が今回改正され
まして、税理士の業務についての若干の
是正が行われるわけでありますが、この
機会に、一つ政府側にただしておきたい
ことがございます。それは、根本的に
税金の問題について、本委員会でも繰り
返し言っていますように、税金という
ものについて政府が持つておられます
税権力が非常に強い強制力を持つてお
るということ、それからもう一つは、
政府の解釈というものが一番先行する
ということ、わからないせいもある
と、国民の方は税金がむずかしい、しか

もびしびしと取られる。また大家の方
は、それに対して力が非常に微弱でござ
いますから、そこにいわれる警察署
と税務署に行くのは非常にこわいとい
うふうな緊迫感が今日あるわけござ
います。そういう緊迫感から納税に対
して快く、これが正しい自分の税金と
して出すという、そういう心理がたま
り今日ないと思う。何としてもこの
ころは、納税の国民の義務というもの
を快く遂行せしめるために、根本的な
解決をしなければならぬということが
よくいわれておるわけでありまして、そ
れにはいろいろの方法があるだろうと
思う。一番根本的なものは、言うまで
もなく税制の根本的な改革、今臨時税
制調査会で行われておられますところの
根本的な改革が根本的な問題であるう
と思う。第二番目には、納税の知識、
これが十分に向上しなせんと、理解を
得ることが困難である。それから第三
番目に、国民と税務署の間にあります
ところの本法案の税理士等々の人たちが
円滑な仕事をしなせんといかぬ。今
日たくさんさんのこういう仕事に従事して
おる人があるわけでありまして、私の
知っております限りにおきまして、
もぐりて税理士をしておる人がある、
あるいはまたこの業務を遂行するに際
して、法律の解釈なんて言うておるよ
りも、私は税務署長をよう知っており
ます、私はあの法人税課長をよう知っ
ておりますから御安心下さい、そして
最終的には、税務署の人を招いて供応
して、理屈はともかくよろしく頼むと

いう、そういう税理士がある。それら
の点についてはさることながら、最後
には、あまりよくに解決もしないで高
額の報酬を不当に要求しておるとい
う事実もある。こういうような状況で
は、この税理士業というものが円滑に
進まないのはもとより、国民の円滑な
納税に対する三つの原則というものが
阻害されることおびただしいと私も
は考へておるわけでありまして。

この際主税局長にお伺いしたいの
は、当面のこの税理士法の問題点であ
りますが、今言った税法の根本的解決
の当面の進行模様、それから納税知識
の向上についてどういうふうな一単
にピラをまいてそれで終れりとしてお
るのかどうかという点、それからもう
一つは、今日の税理士界の欠点につい
てどういうふうな考へておるかという
三点について、まずお伺いをいたした
いと思つております。

○渡邊政府委員 税制につきまして
は、現在の税制そのものにいろいろな
御批判があるわけでございます。何と
申しまして、一般的に申しますと、
現状において税負担が高いということ
が、やはり税に対する不満、ある
いはそれをすなおに納めていく気持と
いうものを阻害するといつたような意
味において、いろいろの問題があるう
と思つておりますが、しかしこの点に
つきましては、国の財政の規模、ある
いは国民経済の伸びといったいろいろ
な問題がからみ合つておりまして、戦
前に比べまして税負担の相当重くなつ

ておりますこの姿を、そう簡単に是正
していくということはできないのじゃ
ないか。それにいたしまして、政府
といたしまして、あらゆる機会にお
いて税負担の軽減をはかつていくとい
うことにつきましては、及ばずながら
努力して参つておると思つて。同時
に、その前提に立ちまして、税制をど
ういう姿に置いていくべきか、負担の
公平ということが、何と申しまして
税の一番基本的な問題であります。同
時に現状におきましては、いろいろな
経済政策的な要請もございまして、そ
れ的手段としての税といった問題も、
全然無視するわけにも参りませんし、
そうした点も考へあわせながら、税制
としてどうあるべきか、この点につ
きましては、政府としても検討してお
ります。同時に今御指摘になりました
臨時税制調査会のようなものも作りま
して、各界の方々の御意見も伺つて、
明年度におきまして、その結論の上に
立つた改正案を御提案申し上げたい、
かように考へております。

それから第二の御質問でございま
す、納税思想の高揚といいますが、税
に対する知識の普及といいますが、こ
うした点につきましては、特に国税庁
におきましては、それが一番基本的な
問題であるということをお考へまして、
いろいろ解説的なパンフレットも作りま
したり、あらゆる意味におきまして努
力はしております。しかしこの問題も、
やはり国民にはんとうに税の重要性と
いうものをはつきりわかつていただ

く、あるいはさらに、現在の相当複雑な税の内容につきましても、相当の知識を持っていただく、これも相当の時間をかけて、やはりしんぼう強く努力して参らなければならぬ仕事じゃないかというふうに思っております。一面においては国民に、そうした納めた税金が一体どういふふうに使われているか、いわば税の行方といったようなことにつきましても十分わかつていただくことが、やはり進んで税金を納めていただくゆえんでもございますので、そういった面につきましても、いろいろのパンフレットを作り、あるいは学校を通じて、あらゆる機関を通じて努力しておりますが、現状におきましては、まだまだそれで十分だと言ひ切れない面もござります。今後ともこの面における努力は続けて参りたい、かように考えおります。

それから第三に、税理士のあり方の問題でございますが、この点につきましましては、いろいろ御批判もわれわれ伺っております。御指摘のような場合がどの程度あるのか、全然皆無とも思いませんし、確かにある程度あると思ひますが、しかし全体として見まして、そう多くあるかどうかということとは、これは必ずしもわれわれは多いと思つておりません。しかしいづれにいたしましても、そういう事例があるというところ自身はおもしろくないことでござります。これはそういう面ではなしに、結局税理士といひましては、納税者の利益を代表して、税法に定められた税金を正しく納めていく、その意味において納税者の利益を守る、こういう意味のものでなければならぬという意味におきまして、税理士の

方々の素質なり、あるいは心がまえなり、あるいは知識なり、そうした方面につきましましては、現在でも税理士会もござりますし、さらにこれに大いに活動していただく。政府としまして、一応の監督権を持つておりますので、そうした意味におきまして、あらゆる機会にそうした素質の向上、税理士の方々がほんとうにあるべき姿の方向へ大いに進んでいくべきだということにつきましましては、政府としましてもあらゆる方策を今後続けていきたい、かように考えております。

○横山委員 きわめてありきたりな御答弁であります。それではもう端的にお伺いをしたいと思ひます。私は、今申し上げた三つの点というものは、今日きわめて重要なこと、必要なことであると思つておるのです。第一番の税制の根本的改革について国民が非常に関心を払つておるものは、これによつて減税をされるであろうかどうかという点であります。減税をするにについては、今審議会の中で二つの意見がある、一つは、減税の見返り財源として租税特別措置法にメスを加えるか、あるいは売上税を創設して見返り財源を作る、この二つの一つだといふのが大筋の模様であります。しかも租税特別措置法の恩恵を受けます大企業は、今や必死になつてそのメスを避けようといひたしておる。自然に売上税創設の方へ傾くのではないかとこの声がありまして、このために、公約であるところの一般減税というものが実現をされるにしても、その肩がわりが別な格好になつて参るというような点において、各地方における中小企業、あるいは庶民大衆の中に不安が

漂つてゐるわけでありまして。聞くところによりますと、大蔵省の事務当局としては、売上税について、相当の強い気持があるといふやうなものであります。が、こういうやうなものが創設されたならば、ならば税制の改革が根本的改革だといふ道ではございませうから、これで税に対する信頼感を伴つてくるというところは困難であるといふ。その点については、税についての三つの当面の重要な問題の第一の問題、つまり売上税をあなたの方ではお作りになるつもりで審議会に働きかけ、審議会もまたこの方向に動いてゐるものであるかどうか、この点をこの際明白にされたい。

○渡邊政府委員 今われわれの方で、お話の売上税をやるということをするに一つの前提としてものを考へてゐるという事実はございせん。結局、お話しのように、税負担が重い、特に直接税の負担を何とかして軽減したい、こういう場合に、一応考へられるものとしてしましては、一つは、自然増収を財源として減税を行い、それによつて直接税の負担を軽減していくという方向が一つの可能な方向として考へられる。しかし、この場合におきまして、前提となる問題としてしましては、それでは来年度自然増収がどのくらいあるだろうか、あるいは来年度歳出の方の規模はどうなるであろうか、こういう問題があるのでございまして、本年の度から開始してまだ二月立つておりませんので、まだそういう意味の見通しはなかなか困難である。これは税

負担全体の問題であります。さらに強制そのものの内部の問題として、一応どういふふうに検討していくか、この問題が一つあると思ひます。その意味において、今お話しになりました租税特別措置法という法律に定められてゐる幾つかの措置などの中からは、相当経済政策的な要請でもって取り入れられてゐるいろいろな施策がある、あるいはそうでないものもある。こういったものも、全面的に一べん全部見直してみようじゃないか、それを最後の結論としてどういふ結論を出すかは、これはもう少し先の問題にしまして、全面的に全部見直してみようじゃないか、こういった観点に基きまして、現在税制調査会におきましては、一応関係の方々の意見を徴してあります。これは、一応その人たちの言ひ分を聞き、同時にまた違つた角度からの話も聞き、そしてこれを一体どう処置したらいいかという問題が一つあるわけでありまして。

それからさらに、これも税制の根本的な検討をする場合におきましては、当然出てくる問題であります。間接税において相当の財源を上げることができるものだろうかどうだろうか。その一環として、売上税というものは話に一応は検討の材料としては出てきてゐるわけでありまして、しかし売上税の問題につきましましては、これはいろいろな面において相当批判の余地もございまして、過去において一べんやりまして、それが一年半足らずでやめたという事例もございまして、よほど慎重に検討をされなければならぬ問題である。そういう意味におきまして、現在におきましては、一応可能な手段

といひますか、そうした可能な方向を一応問題として取り上げてみる、それを検討してみる。しかしそれをどういふ方向に処理していくかということにつきましましては、われわれもまだ全然白紙でございまして。税制調査会におきましても、まだ一つの結論を持つておる人とかという段階には全然至つておりません。ただし、やはり一応は検討してみよう必要があるのではないかとこの意味において、この問題を取り上げてゐるというところはございまして、それもまた現状におきましては、一併諸外国において売上税の制度というのはどんなふうになつておるかという検討程度以上には、まだ出ておりません。

○横山委員 非常に用心深いお答えでございまして、少くとも政府の主税局において、あるいは臨時税制調査会において、売上税が審議の一つのコースに上つて重要な課題であるということ自体が、もうすでに庶民大衆の中に非常な脅威を与えておるわけでありまして。これがかりに実現をされることとしたならば、事業税八百億くらい、それから物品税約三百億くらい、これらに加えて、どのくらいかの売上税を見込まれる腹づもりが知りませんが、これがもし創設されるといひましたならば、一十億を越すことは明らかなことであると思ひます。こういうことは、増税が行われて、片一方にかりに何かの減税が行われたといひましたとしても、新しい不均衡と物価の高騰なり、あるいはいろいろな問題が派生して、あらためて税に対する不信の念、不安の念を増大するばかりだと私は思ふ。従つて国民大衆に不安なり、税に

対する不情な起るを起さぬようにする
ためには、この売上税の問題につ
ては、なるべく早い機会に税制調査会
においても結論を得られて、そしてや
らないのだったらやらないという立場
を鮮明にされること、今日私は必要
であるかと思うのであります。

第二番の納税知識の向上の問題で、
最近もまた多く話題をあげかけてお
りますものに青色申告の問題がござい
ます。これは国税庁長官にお伺いした
方がいと思ひますが、この間雑誌「企
業会計」に法人税課長の志場さんが法
人税難感という題名でこういうような
ことを言っておるのであります。「現
在の法人の大多数がいわゆる個人会社
というか個人類似法人というか、経営
の在り方なり経理、記帳の在り方から
みて個人事業の場合と殆んど違わな
いような内容にすぎないものによって占
められていてという事実である。従っ
て、税務調査の在り方としては、とも
すれば隔りがちな帳簿依存の在り方を
排し、あく迄も経営の実態、真相を把
握する点に重点を置くことに努め
なければならぬ。このことから、場
合に応じ、或はいわゆる反面調査と
して取引の相手方の調査なり銀行調査
なりを積極的に行い、或は現況把握の
為には通告の随時調査を行い、或は原
材料等からのいわゆる歩留り計算を精
密に行う等原始的な事実関係を究明
し、或は同業者との権衡等からみての
推計認定課税を積極的に行うなどの事
が必要となる。私は、これらのことは
前述のような現段階としては已むを得
ない当然の措置と考えるのであって、
この方面への努力を更に積極的に行っ
て行いたいと思つてゐる」と書いてお

るのであります。このことは、ある面
から言えば現実適用だと言つて言えな
いことではないと思つてあります。し
かしながら、このこと自体はきわめ
て危険な思想である。この方向が推進
されますと、めちやくちである。青
色申告も白色申告も全部ごっちゃに
してしまつて、そして青色申告に許さ
れております特権、つまり政府がその調
査に當つて、所得金額等の計算に誤ま
りがあると認められた場合に限り更正
することができ、その更正通知の書
面にその理由を付記しなければならぬ
というその点を限定して、税務官庁の
恣意によつてみだりに納税者の権利を
侵すことのないように拘束を加えてお
ります青色申告の特権を全く無視した
らして、そして大体が近ごろの青色
申告者といふものはろくなやつはおら
ぬ、こういうやつは原始的に何ぼ帳面
が書いてあつても当てにならないから、
とことんまでやつてしまふという志場
さんの見解なるものは、全く言語道断
ではないか、こういうような思想で行
われている限りにおいては、政府が青
色申告の育成と言つたつて何にもなら
ぬのではないか、こういうことが盛ん
にちまたで言われており、現にこう
いつた方向において行われている特調
班のやり方は、まことに枚挙にいとま
がないのであります。この点について、
納税知識の向上という普遍的な原則に
立つて青色申告と言つておられた大蔵
省の今日の実際の責任者がかかる所見
を望々と雑誌に出し、かつまたにお
いてこういう方向で行われていること
について、一体国税庁としてはいかな
る方針を持つて仕事をしておるのか、
この点をお伺いをいたしたい。

○阪田政府委員 青色申告の問題につ
いてお尋ねであります。この青色申
告につきましても、御承知のように、
現在の自主的な申告納税を建前
とする税制におきましては、やはりこ
の青色申告といふものを育てていく、
助長していく、ふやしていくかなければ
ならぬというやうなことで、私も現
在におきましても指導してやつてお
るわけであり。ただ現状について見
ますと、御承知のように、青色申告は
今非常に普及して参りましたわけだ
が、これは量的には非常に普及したと
いう数字が出ておるわけであり。ま
が、内容について見ますと、これは非常
に誠実な、青色申告の名にふさわしい
ものもたくさんあるわけであり。ま
れども、必ずしもそうではないものも
遺憾なことではございますが、中にはあ
るわけであり。そういうやうなもの
のにつきましても、それをそのままに
たしておくと、結局これはまじめな
青色申告をしておる者がばかを見る
といひます。そういうやうな誠実な申
告者の方から不満の声が出てくる。や
はり税務行政の建前としては、税
法に従つて適正な課税をしていかな
ければならぬわけであり。それから、や
はりそういつたやうな、青色申告であ
りますが、内容的には青色申告になつて
いないといふものを放置しておくこと
はできないわけであり。それで、
ただいま御指摘のありましたやうなこ
とも、要するに形式的にそういうこと
で帳簿をつけて青色申告をいたしてお
りまして、内容的に見まして、その
帳簿が誠実なものでない、取引、企業
の経営の実態をそのまま誠実に記載し
ていない、こういうことがはつきりわ

かりますものにつきましても、やはり
いろいろな方法によりまして、その企
業の実態、所得の実額といふものを捕
捉しまして、課税しなければならぬ
わけであり。またそれが、やはり
税務行政としてその使命ではないか。
いろいろの方法で脱税をしておるもの
も、青色申告という形をとつておるも
のの中に、遺憾なことではあります。が、
あると思ひます。しかし、そういう正確
な納税をしていないといふものを放置
しておくことは、やはりできないわけ
であります。そういう意味におきまし
て、今の御指摘の記事のやうなものも、
そういうやうな意味の的確な所得の
捕捉調査をするといふことにつつま
しうのことにつつましてゐるものと述べた
ものであるといふやうに、私も考
へるわけであり。

○横山委員 長官、問題の焦点をはず
してもらつては困る。この法人税法上
の問題点として、青色申告については
誤まりがある、所得金額等の計算に誤
まりがあると認められる場合に限り更
正することができ。あなたの言う、
帳簿に誤まりが多くあるからというこ
ころまではいいのですけれども、誤ま
りがあるからというので、その帳簿は
もう信用がなからぬから原始的なやり方
によれば、こういう志場さんの言うこと
を肯定しておられるとしたならば、こ
れは法律の精神を没却するものではな
いではないか、こういうことに相な
るのであります。帳簿が間違つてお
つたならば、あなたが先ほど前段で言
つたやうに、帳簿を直す方に努力をすべ
きではないか。帳簿に誤まりがある、
計算に誤まりがあるとしたならば、そ

こで初めてあなたの方として、その申
告に対して、これはいかぬ、従つてこ
ういうところとこういうところを一つ
出してくれと言ふことは、これは認め
る。ところが、帳簿に誤まりがある、
この志場さんの見解によれば、大多数
のやつはあかぬのだ。従つて税務調査
のあり方としては、ともすれば隔りが
ちな帳簿依存のあり方を排して――排
してと書いてある。帳簿依存のあり方
を排してしまひ、原始的にやれ、こ
ういふことを言つておるのめちやくち
やじやないか、こう言つておるのです。
どうもあなたはめちやくちやじやな
い、この志場方式がいいと言つてお
られるやうであります。ほんとうにそ
うなのか、もう一べん聞いておきたい。

○阪田政府委員 ただいまの問題は、
先ほど私が申し上げましたやうに、や
はり青色申告の理想的なあり方、これ
は税務当局側についても言えましょ
うし、納税者の側についても言えましょ
うが、そういう状態と現実の状態が
どうなつておるかというところで、や
はり対照して考えなければならぬと思
うので、ただいま帳簿の信憑性の問題
についていろいろ御指摘がありました
わけですが、帳簿がいろいろな事実か
ら具体的に信憑性がないといふことが
はつきりわかつております場合は、そ
の帳簿によりまして計算された利益
益とか、所得とか、こういうものも信
憑性がないわけであり。従いまし
て、確実な正確と認められる所得によ
りまして税法を適用していこうという
ためには、やはり税務当局としては、
何らかの方法によりまして正確だと考
へられるものを、できなければ推定し
てでも出さなければならぬ、こうい

てで初めてあなたの方として、その申
告に対して、これはいかぬ、従つてこ
ういうところとこういうところを一つ
出してくれと言ふことは、これは認め
る。ところが、帳簿に誤まりがある、
この志場さんの見解によれば、大多数
のやつはあかぬのだ。従つて税務調査
のあり方としては、ともすれば隔りが
ちな帳簿依存のあり方を排して――排
してと書いてある。帳簿依存のあり方
を排してしまひ、原始的にやれ、こ
ういふことを言つておるのめちやくち
やじやないか、こう言つておるのです。
どうもあなたはめちやくちやじやな
い、この志場方式がいいと言つてお
られるやうであります。ほんとうにそ
うなのか、もう一べん聞いておきたい。

○阪田政府委員 ただいまの問題は、
先ほど私が申し上げましたやうに、や
はり青色申告の理想的なあり方、これ
は税務当局側についても言えましょ
うし、納税者の側についても言えましょ
うが、そういう状態と現実の状態が
どうなつておるかというところで、や
はり対照して考えなければならぬと思
うので、ただいま帳簿の信憑性の問題
についていろいろ御指摘がありました
わけですが、帳簿がいろいろな事実か
ら具体的に信憑性がないといふことが
はつきりわかつております場合は、そ
の帳簿によりまして計算された利益
益とか、所得とか、こういうものも信
憑性がないわけであり。従いまし
て、確実な正確と認められる所得によ
りまして税法を適用していこうという
ためには、やはり税務当局としては、
何らかの方法によりまして正確だと考
へられるものを、できなければ推定し
てでも出さなければならぬ、こうい

ことになるわけでありますから、ただいま御指摘の点は、法律に違反するとか、法律通りやっていないとかいう問題ではないのでありまして、いろいろ現実の事態に即して、税務官吏としては現状において調査を徹底する、公平な課税をするというためにはこうしなければならぬ、こういうふうなことをただいまの記事も述べておるのではないかと、いうふうに私も考えておるわけであります。

○横山委員 阪田君は温厚な人柄であるかもしれないけれども、声がちょっと聞えぬのであります。やっておることはどうも温厚ではないけれども、言葉は温厚であります。やっておることは同じように大きな声を出して、私の聞いておることについて焦点を合して、びしと答えてもらいたい。

私の聞きたいことは、帳簿に誤りがある場合に限り、あなた方は帳簿に誤りがある、お前のところは差金が少ない、預金が多い、こういうところから、あれを出せこれを出せということとで、更正決定をすることができ。帳簿に誤りがあるというのを立証もしないで、銀行預金が多い、やれ何だかんだといってこちらから決定をすることはあかぬではないか、青色に対してそういうことをしてはいかぬではないか、帳簿に誤りがあるというのを立証をすることが先決問題ではないか、こう言っておるのです。あなたは帳簿の誤り、所得金額等の計算に誤りがあるかないか立証しなくとも、原始計算をしるというのか、やっぱり原始計算をするときには、法人税三十一条でありましたか、所得金額の計算等に帳簿に誤りがあるという

ことを立証しなければならぬのだという、三十一条の精神を尊重するのかどうか、どうです。

○阪田政府委員 ただいまの帳簿について、全然調べないで、こういう帳簿は信憑性がない、信用ができないとこれを否認して、全然初めから推計課税等の方法による、こういうようなことは全く考えていないわけであります。帳簿に信憑性があるか、帳簿の記載内容が誠実であるかどうか、こういうことについては、これは帳簿について、現物について調べてみることもあります。あるいは結果について見ただけで信憑性がないことがわかる場合もございしますが、とにかく帳簿の内容について検討しました上で、帳簿の内容が誠実でない、信憑性がないのだということとがはっきり認められまして、その次に、それでは何によって正確な所得を補正するか、こういう問題が出てくるわけであります。もちろん帳簿の内容につきましても全然調査検討いたしませんで、初めからこれによることを拒否して、推計課税の方法による、こういうようなことはいたしておりません。いたしてはならないことではありません。これは申し上げておきます。

○横山委員 それでは、もしかりに税務官署が、本来白色申告者に対してやのような措置を青色申告者に対してやった場合、帳簿に誤りがある、所得金額の計算に誤りがある、誤りがあるというのを立証しないで原始計算によってやった場合においては、これは青色申告者に対する権利保護の規定と異なる処分をしたものでありますから、当然これは法律上取り消さるべきであると思ふが、どうでありますか。

また納税者としても、これに対して三十四条以下の再調査、審査及び訴訟においては、その更正額の額について争うべきでなくて、単に法律の条文をどう適用したか、この法律の条文の適用についての誤りについて当否を争うのである、こういうふうに考えますがいかがですか。

○村山説明員 非常に技術的問題でありますので、私から一言お答えを申し上げます。

御承知のように、現在青色申告につきましては、帳簿に誤りがあったことを確認した上でなければ更正決定してはいけません、こういうことになっております。それにちやうど相対応する規定が白色についてございまして、白色については、資産の増減、生活費の状況から所得を推計することができ、ことになっております。この二つをならみ合せまして、現在の解釈では、帳簿を調べてはっきり間違いをただしただでなければ更正決定はできない、いきなり推計課税はいけません、こういうこととおるわけであります。そこで普通帳簿の誤りを発見する場合、大きく言いますと二つあるわけでありまして、一つは、たとえ複式簿記であつて、帳簿上の操作が間違つておつた。つまり記録をたどつていって、自動的にこれは間違いだということがわかる場合が往々ございます。そういう場合には、その部分だけを否認すれば足るわけでありまして、しかし今度は納税者の方で、いわば全然架空の計算をやつておる場合には、帳簿自体から誤りを発見しようといつても、なかなかむずかしいわけで、実際の売り上げを、別の角度からして事実について調べ、ある

いは事実について経費を調べて、そして帳簿に載つておる売り上げ、帳簿に載つておる経費を調査することによつて、結果的に違つておるではないか、事実とはあなたの方の売り上げはどのくらい、どこに幾ら、どうなつておるかと、帳簿上の売り上げは幾らでありまして、よつて間違つておる。いかにしてあなたはその違つた計算をしたかということ、一タトレースできる場合がある。これは全く架空にやる場合もありません。こういう場合も、やはり証拠に基きまして、帳簿に記載されたことが間違ひであるということが立証される場合でございまして、そういう場合には、やはり更正決定はできる。おそれるその記事は、よく読んでおられませんが、もし青色申告についてその記事があるといふと、その記事の前提は、その帳簿に、一般的に当然あるべき原始記録がないという点からいって不信の念を抱いて、そこで売り上げ額、経費を事実についてトレースした場合に、結果的に誤りが出てくることを予想した場合の調査のやり方を書いたものと思つておるわけでありまして、ですから頭からこれは帳簿が誤りだということで推計課税を加える、それで決定するということはもちろんいけません。事実をきわめまして、その結果帳簿と違つておれば、これはもちろん決定ができるわけでありまして、そういう意味で書いたものと了承しております。

○横山委員 この間あなたの方の青色申告に対する現在の方針をちよつと拝見しましたが、たしかこういうことがあつた、青色があまり出過ぎたから、

これから青色をふやすことについてはやめてとは言われけれども、抑制して、今の青色を整理していこうじゃないか、こういう意味のものが出ておるのではありません。私は、どうも問題は根本的にはそこから発しておるよう思ふ。あなた方がちよつと何かに書いた、しゃべつたりしたものは、下の方では針小棒大に極端に洗つてやる。志場さんのように、大体今の青色はろくなものはおらん。帳簿なんていいかげんな脱税帳簿で、そんなものは相手にしないで原始課税でやればということとを、しかも直屬の課長が表わしておるのでありますから、推して知るべしと言わなければならぬ。その点について、私は、根本の精神を忘れるな、注意しろ、こう言つておるのであります。今長官の話で、私の見解に間違いがないといふことが立証されましたから、これはこれでよろしい。しかしあなたの方で、下の方にあります、現に存在していただきます、青色申告者に対する、白色と同じようなやり方で、帳簿なんかそつちのけでやつておる、こういう事実に対してはどうするの、かというのが私の質問でありまして、つまり私の質問は、そういうやり方をやられたときには、これは青色申告者に対する権利を剝奪して、その規定と違つた規定を適用したのであるから、これは当然取り消さるべきではないかというのが一つ。それから納税者としては、その決定の額が安い高いのといふのではなく、条文適用が違つていふと争うのが納税者の正しい立場である。また国税庁、税務官庁としても、その異議申請を受けたならば、

青色申告者に対して白色申告者の場合の仕事をしたのであるから、この更正は一応取り消すべきである、こういうふうな考えがどうか、この質問をしておるのではありません。具体的に起つてゐる事実について、今の長官の見解は、どういふふうになるべきであるか。これが第二番目の質問です。

○阪田政府委員 ただいま国税庁の方針として、いろいろ周知等に出してゐるものにつきてお話をありましたが、今お話しがありましたような、青色申告は少しふえ過ぎたからこれを抑制する、数を制限する、そういうたうなことは、いろいろ国税庁から出した通達等にも全然申し出ておりましたので、これは一つ御了承願ひたいと思ひます。青色申告の数をいましては、先ほどもちよつと申し上げましたが、かなりふえまして、個人では五割以上になっております。法人でも七割五分くらい、大体そのくらいのもので、青色申告をしてゐるわけです。それで、青色申告になれないものにつきては、いろいろ事情等もありまして、これから数を伸ばすといふことはなかなかむずかしいと思ひます。しかし積極的にこれを抑制するのだというふうな考えは、全然持つておりませんので、これから教もふやしたいし、内容も質的によくしていきたい、かように考えてゐるわけでありまして、青色申告の指導のやり方につきては、先ほど来申し上げた通りでありまして、青色申告、なかなかこれは、ことに中小企業者等にとりましては、記載もなかなか技術的にむずかしい点もあります。ひまもないというような点もありまして、そういうような意味からも、なか

なか期待通りの記載ができないというやうなことがあるわけでありまして、われわれといたしましては、これはやはり長い目で見て育てていかなければならない。たまたま記載が十分技術的にできてない、間違ひがあるということだけで、直ちにこれを頭から否定してしまふとか、頭から青色申告の取り消しをするのだ、こういつたやうなことは考えておりませんので、これは十分に一つこれから長い目で育成していくのだというやうな気持ちを常に持つてやうていかなければならぬと考えておるわけでありまして、先ほど来いろいろ御指摘のありましたやうなことも、いろいろ誤解を受けるやうな税務署員の取扱ひの仕方、指示の仕方等がございまして、これは十分に一つ直させるやうに、これから指導して参りたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 私の質問に答えてないのですけれども、一つ私の質問に――二回も言ったのです。現にそういう事実がある。青色申告者に対する保護規定を適用しないで、白色でやった。やうな場合に、この現実が方々に起つてゐるのだけれども、この点については、これは一応青色申告者に対する保護規定を適用せずに、別の規定を適用したものであるから、一応決定は取り消さるべきではないか。納税者は、その金額が安い高いといふことではなくして、条文の適用について争つてよろしいのではないか。その異議申請が出た場合においては、これは一応税務官庁として取り消すべきではないか、こういう点について質問をいたしておる。

○阪田政府委員 具体的事実について

のお話でありますれば、これは、いろいろたたいま御指摘になりましたやうな方法で争うことは、当然納税者としてできることでありまして、またそういうやうなことになるまでもなく、私どもの方へ、事実が明確にわかりましたれば、これはどこにでもお申し出願えれば、取り消すなり訂正するなり、法に従つて直すことは十分できるわけでありまして、具体的な問題でありますれば、そういうことで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 そんな、全国にありますやつを、何町の何それはこうでした、これ町のこれそれはこうでした、なんと言へるものですか。私は法解釈を厳正にただしておるのでありますから、その法解釈の精神に沿つてあなたがたが答えなさればいいのであります。どこにどういふことがありましたか、そんなこの委員会でも聞かぬやうな、そんなやばなことはやめなさいよ。

○阪田政府委員 それでは申し上げますが、帳簿に誤りがある、帳簿に信憑性がないといふことを十分に正確に調べないで、全然初めから帳簿といふものを否定して、推定課税をした、更正決定をした、こういうやうなことがありますれば、青色申告に関する御指摘の条文に違反してゐるわけでありまして、それに違反してゐるというところで、審査の請求をされて当然でありますし、それでまたそういう事実が認められますれば、決定も取り消されることとなると思ひます。

○横山委員 それでは一つ、こういう声が非常に全国で多うございまして、私たたいまの長官のお言葉によつて、私は了承いたしました。願わくはその趣

旨を適當な機会に、一つ全国に長官の趣旨を徹底せられんことを私は望んでおきます。

大体、このごろ税務署と納税者のところを回つてゐるいろいろな意見を聞いてみますと、どうもその納税者の記載する青色申告による帳簿よりも、税務官の主観の方が実態真相の把握がより正確だ、こういう根本的な概念が税務署の中にあるやうであります。これは税務職員としても、自信のある仕事をすると、この立場はわからぬではございせん。しかしながら、國民はうそをつく、税務署の職員は常に正しい、こういう概念が税務行政の中に常にあるとすると、これでは先ほど言つたやうに、納税の知識なり納税に対する理解といふものが乏しいのであります。どこにそんな証拠があったと言へると、これだけは私も言へない。しかし感じであります。税務署の人は常に正しいことをやつてゐるのだ、國民の方は常にうそをついてゐるのだ、こういう概念だけは何かして、納税の行政並びに納税者に対する態度の中からは、あらゆる方法をもつて改めなければならぬと思ふ。税務署の諸君も、ときには間違ひもあるであらうでしょう。そういう点については、率直にこれを認めるやうにしなければならぬと思ふわけでありまして、

話が長くなりましたが、第三番目の税理士の問題について触れてみたいと思ひます。現在の税理士といふものは、身分的に長官に隷屬してゐるものであります。首を切るといふ仕事があるに最終的にあるわけでありまして、どうしてもそこ一つは、法の解釈という

問題について、その争ひに対して、あなたの方でございとうと、税理士は、もう法解釈の点については、そこで限界が生ずる、こういうやうなところが影響いたしまして、どうも先ほど冒頭に言つたやうに、税務署に迎合的な人が、税理士なり、税務行政に國民との間に立つてやる人々の中に、そういう傾向の人が出てくるやうな感じがあらる。それがひいてはだんだん発展をして、非法行為を誘発する原因になつておるやうにも思ふのであります。私は今あらえて税理士の皆さんのまづいところばかりあげて参りました。もちろんこれはまづいところばかりではございせん。しかしそのまづいところが、納税者に対し、あるいは國民に対し、あるいはあなたの方の監督指導の面において、悪い影響を与えるのでありますので、何とかしてこれを改善しなければならぬと思ふから、あえて言うわけでありまして、これらの点について改善をする道は、もちろん税理士の諸君みづからが切實琢磨してよくするといふところに、一つの問題があるやうと思ひます。しかし根本的には、私が今あげました首を切るという権利が――本来税理士とそれから政府というものが、納税者を中心にしたしまして話をし、そして話をしつゝ、対等の立場に立つていゝのであるけれども、税理士諸君はあなたに首を切られる立場にある。そして解釈は、あなたの方の一方的な立場にあるといふところに根本的な問題があるのではないかと、こう考えるわけでありまして、弁護士法をこゝで考えてみますと、弁護士の立場は、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を期すとかんたかといふ言葉が

でございます。弁護士が行政に対して争うという対等の立場をここで認め、国民の基本的な権利と社会正義の実現をするという高い立場を持っておるに比べて、税理士法においては、納税義務者を擁護しとありましたが、そんなような言葉に尽きておるわけでありまして、ここに実は税理士の立場に対して根本的に考える余地があるのではないかと、こう考えるわけでありまして、これを直し、あるいは一部の悪い税理士を、その人がいかぬといつてしまつたり首を切るといふこと自体よりも、もう少し高い立場に税理士の地位を置いて、そこで堂々と納税者と政府との間に立つて、公正な議論、公正な解釈、公正な立場というものを果たせるというふうにすることが、実は根本的な問題ではなからうか、こう思うのであります。いかがでありますか。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点であります。確かに御指摘のように、税理士に関する懲戒処分の権限は国税庁に属しておるわけでありまして、しかしこれは懲戒処分につきましても、それぞれ税理士のした行為につきましても、法律に定められた事項に属するやうな事実があった場合に懲戒処分がなされる、登録取り消しその他の処分がなされるわけでありまして、これは要するに税理士がその職責を守つて正常な職務をしておられる限りは、いかに税理士が仕事を盛んにやらせても、懲戒という問題は何か関係ないわけでありまして、ただいまのような、国税庁で税理士の身分を握つておるといいますか、人事をやつておると、こういうふうなものではないというふうに私もどもとしては考えておるわけでありま

す。また懲戒処分の権限を使つて正常な業務を……(横山委員) 維新もあり、長官が温厚な言葉で述べられておるすので、もっとも私はわかりません。税理士が正常な業務を行なつております限り、国税庁におきましても、これを懲戒権をもつてどうしようかというところという考え等は、もちろん全然持つていないわけでありまして、何かこれで税理士について国税庁が指導するといふ考え方は、現実におきましては何もないわけでありまして。

なおまた法律の解釈が、国税庁が通達等で定めておるから、これに従わなければならぬ、こういうお話がありましたが、これは国税庁、国税局、あるいは税務署といつたしましても、税務行政を執行する官庁でありますから、行政官庁として税法等をどう解釈するか、これははっきりしなければならぬとせん。また税務官署がこう考えておるといふことは、外部にもはつきりした方が、納税者にとつても便宜なことがありますから、そういうものは発表しておるわけでありまして。ただこれは、行政官庁の解釈でありますから、納税者あるいは税理士が、これによつて何れも絶対に拘束されるといふものではあつた。その意味で、法の解釈につきましても、いろいろ意見を異にするという場合には、税務官庁の解釈に服し得ないという場合には、これはやはり法廷に出て訴訟で争うこともできるわけでありまして、この点は、例に引かれましては、弁護士の場合と実際は何ら変わらないといふことになつておるわけでありまして。そのようなことで、われわれとい

たしましても、いろいろとお話がございますが、税理士の仕事につきましても、税務官署で指図しよう、税理士が中正な立場で納税義務者のためにいろいろと仕事をし、努力をするといふことにつきましても、これから指導干渉しよう、またそういうようなことをされておるような気持を税理士に持たせようといふようなことは、全然考えておられません。また現実の税務官署におきましても、私どもとしては、御指摘のような事実、御指摘のような感じといふものはあまり受けておらないわけであり

ます。○横山委員 長官の答弁がよくわからないのであります。速記録を見てさうにこの点はお尋ねしたいと思ひますが、私の要望に対して、どうもよくわからないので困るのであります。同僚の諸君から、私の観点にや近い立場から、何かあとで税理士法を改正して、強制加入をするといふような具体案が出る模様であります。私は行政官庁の精神といふものは、税理士の皆さんの自主的な立場、それから切磋琢磨して、そうして品位を向上して、ほんとうに納税者を擁護して——弁護士法に言うほどでないにしても、基本的な人権と社会正義を守るという方向に一步でも近づくといふことであれば、大いに歓迎すべき点があると思ふのであります。政府として今日まで税理士の立場を、納税者側から見ても一般国民の側から見ても、当然こういうふうな措置すべき段階にあつたと思ふのであります。政府側としては、今日この点についてどういふふうに考えて参つたものであるか、またあとで出ま

すこの修正に対してどういふふうなお考えを持っておられるものであるか、この点についてお伺いをいたしたい。○阪田政府委員 ただいまの御質問の点ですが、今回修正案が出ておるようでありまして、そういうような点について……(まだ出ていないよ)と呼ぶ者あり) 質問の趣旨は、ただいまの税理士制度、それにつきましても税理士が基本的な権利を擁護する、納税者が……

○松原委員 お静かに願ひます。○阪田政府委員 税理士がただいま御質問のような趣旨で基本的な権利の擁護に努める、また納税者の利益の擁護に努めるように、そういう意味で、税理士の仕事は今後向上するといふことが、やれるように大蔵省としても何か考えておるのか、そういうような御趣旨の御質問か伺ひますが、これにつきましても、今回の改正法にもいろいろと新しい規定を盛つてあるわけでありまして、税理士が取り扱ひました、関与した仕事につきましても証明をするといふ制度を設けます等、いろいろ私どもとしても新しいやり方も考えておるわけでありまして。全体といたしまして、先ほどお答え申し上げましたやうに、税理士がその立場において、納税義務者の信頼にこたえて仕事をされる、税法に関する知識の向上もはかられますし、素養の向上もはかつていく、そういうことによりまして、税務行政もいろいろと便宜を受けることとありますので、それらのことにつきましても、今後とも実際の税務行政の面におきましても十分に一つ考慮して参りたいといふふうに考えております。

質問することにして、最後に一つだけ質問をしておきたいのは、試験をやるというのですが、試験の科目の中へ、私が先ほどから述べてきたことからいって、憲法を入れるつもりはないか、唐突のような話であります。私は税理士の立場というものは、単に税金の法律を知つておるといふだけではいかぬと思ひます。税理士諸君がより高い立場において、そもそも淵源をいたします憲法について深い知識を持っておることが、税務振興のためにも、あるいは正しい法律運用のためにも必要なことであると思ふのであります。時間がございませぬから、あまりくどくど申し上げるのはいやめすけれども、この際試験を施行するに当つて、とくと一べん根本的に、この税理業務に携つておる皆さんのよりよき向上発展並びに法運用上の問題点として、憲法を試験の科目の中へ入れるべきであると私は痛切に考えるのであります。御考慮をわづらわしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○松原委員 平岡委員より関連質問の申し出がありますので、これを許します。平岡君。〔簡単々と呼ぶ者あり〕○平岡委員 いやきわめて簡単に質問いたします。まず最初に、税理士の現況調べのうち、資格認定者がございまして、この資格認定者は、経験年数二十年以上の地方税賦課事務担当者、それから十五年以上の国税行政事務担当者の二つのグループがあると思ひますが、その内訳をお知らせ願ひたい。○渡邊政府委員 その点につきまして

は、実は私の方で手元でそうした内訳の数字がございませんで、遺憾ながら今申し上げかねます。

○平岡委員 その点は後日でけっこうでございます。わかりますか。

○渡邊政府委員 わかりません。

○平岡委員 次に、実はこの税理士法と直接の関連はございせん。むしろ何も関係のないことですが、昨日主税局の方に非公式に申し入れて、善処方を要請申し上げた問題であります。この際お伺いしておきたいのであります。それは一昨年でしたか、二十国会におきまして通過しました租税特別措置法の一つであります社会保険診療報酬に対する特別措置の問題でございませう。最近関東信越国税局からの通達と称しまして、各税務署におきまして柔道整復師にかかわる社会保険診療報酬に關して、課税対象を六五％にせよ、という通達等がおりますことを御承知ですか。

○村山説明員 いや、そういう通達が出たという事実は承知しております。

○平岡委員 承知しておられぬかおられるか知りませんが、現実には柔道整復師の社会保険診療報酬につきましては、課税所得を六五％としてこれに課税すべしというふうに、税務署がこの線で徴税しております。そこで私は、この租税特別措置法を見返してみたいのですが、第七条の十で規定されておる租税特別措置は、なるほど医薬または歯科医療ということで規定いたしておるのではありません。しかしその文理解釈を別としまして、精神解離ないしは類推解釈からしまして、当然整復師であつても、その診療におきまして社会保険診療

療の分に対しては、やはり同様な七二％を経費とするこの恩恵があつてもよろしいと思つておりますが、これが先ほど申し上げましたように、六五％に對しまして徴税されるというのには非常に不合理だと思つております。この点につきまして、国税庁はどのように御処置するつもりか、お伺いいたします。

○村山説明員 租税特別措置法の規定が通達として、経費を七二％という法律が通達した際に、あの規定の解釈通達を国税庁が出ております。それはおっしゃる通りに、あそこ書いてある医師、歯科医師であつて、柔道の整復師であるとか、その他鍼灸あんまとか、そういうものは含まないものであるという通達を出してあります。そういう意味で、今のお話は、おそらく閣下の方はその通達を受けて、普通のあの規定の適用がないものの標準率を限りどういうふうにきめるかという場合の、その標準率をきめたのではないかとお思います。もちろん標準率は、それで納税者に押しつけるわけではなくて、他に収支計算が本人ではつきりしない場合は便宜その率を使う。本人に収支計算がありまして、その率がそれよりもつと高いとか、あるいは安いとかいう明確な場合は、もちろんその実際の所得額によるべきであるが、わからない場合の標準率あるいは所得率の見方を一応きめておる。そういうものではないか、かように考えております。

○平岡委員 あの措置法のできました経緯は、政府がきめておる単価が、政

策単価として低位に失つておるといふような点が大いに考慮されたと思つております。従ひまして医師なるがゆへ、歯科医師なるがゆへ、フーバーではなしに、社会保険診療に対する政策単価をカバーする意味においての制定であらうと思つております。ですから、これが勝手にあんまさんとか、あるいは骨継ぎに適用されてはいかぬということもわかりますけれども、逆に六五％をもつて課税所得としてみなすような通達が出るというのには、はなはだ納得がいかないところでございまして、この点につきまして、国税庁は関東信越局のこつした通達を是認なさいますか。

○村山説明員 いや、別にその通達を是認するとかは認しないといふことはありませうが、御承知のように、あの際あれはたしか議員立法で直つたかと思ひますが、あれはその前後におきまふところの標準率を見て、それをそのまま法律化したわけでございます。従ひまして、そのときの政府がその二八という標準率を使つておりましたのは、厳密の意味で医師、歯科医師に限られておつた。そういう意味から言ひましても、遺憾ながら柔道整復師のようなものは入らない、その解釈をわれわれとしてとつておるわけでありませう。問題は、その六五という率が高過ぎるのではなからうかといふ問題でございませうが、一般に申しまして、こういうところは常識で考えて五〇から七〇といふところが普通の状態でございます。ですから、一般的に六五といふことをきめたことが、おっしゃるようになります。ひどいじゃないかといふ感じは卒直に申してはなからうかといふ感じが、そ

うかといつて、少し安過ぎやせぬかという感じもしませんで、その辺はもうちょっと検討しろとおっしゃれば、六五という率をきめた根拠をわれわれに對してよく調べてみたい、かように考へております。

○平岡委員 実は私が先ほど申し上げた通りに、政策単価に見合つて課税上のフーバーを与へ、これを是正すべしというのが立法のいきさつであつたわけでありませう。ところで医師並びに歯科医師が政策単価として十円ときめられておつたときに、柔道整復師の場合においては九円でございます。その後の十円から、地方によつては十一円五十銭あるいは都会地においては十二円五十銭の政策単価に改正されました場合におきまして、柔道整復師におきましては、そのまゝ据え置きで九円でございます。そのまゝ据え置きで九円でございます。従ひまして、救済すべきはむしろ柔道整復師の側にあります。ところで今のようにならざるを課税対象とする医師並びに歯科医師と比べまして、六五％を課税対象にするといふのは非常に権衡がとれておらないと思つております。そこで文理解釈論としてどうしてもだめだといふならば、あらためて立法論として法改正をする必要があらうと思つております。この点につきましては、類推解釈としてそれを是正するといふ点で、あなた方はこの問題を処理するが、あるいは法改正としてこれをなすか、あるいは法意があるかどうか、あなた方はこのいづれかをとりなされて善処せられるかをお伺いいたします。

○渡邊政府委員 六五がいいか悪いかといふような点は、国税庁の方でよく

調べてもらいたいといふふうに思つております。この当時の経緯は、大部分の方が御承知であります。あの当時特別な標準率をやつていたのが医師、歯科医師だけで、その医師、歯科医師だけの分について、議員立法でどういふような法案が出たことだと思ひます。柔道整復師の問題は、そのときはあまり議論になつたと思つておりませう。ただ今の六五といふのがいいか悪いかは、もう少しよく調べてもらつたらいいんじゃないかといふふうに思つております。

○平岡委員 いずれにしても、非常に不均衡であると思ひます。そういうことですから、この点につきましては、主税局と国税庁の方で相談されて、もう少しこれを緩和する方法について解決してほしいのであります。このことを強く要請いたしておきます。

○松原委員長 次に春日一幸君。

○春日委員 ただいま議題となつております税理士法の一部を改正する法律案に關係をいたしまして、私は主として単業計理士の立場について疑義のある二、三の点について、一つ政府の見解を明らかにいたさんと申すのであります。

ただいま陳情書を渡邊主税局長の手元にもお渡しをしたと思つておりますが、これらの団体が陳情しておるところを集約いたしますと、すなわち税務代理士法施行当時は、経歴年数二年以上の計理士はすべて税務代理士の登録の許可を受けることができた。さらに昭和二十六年の七月一日、税理士法が施行されて税務代理士法が廃止された際に、税務代理士の登録をして

いた計理士は、単に法定の講習を受け
ることによって税理士の資格を付与さ
れていた経過がある。しかるところ、
今回の法律の改正によりまして、附則
の三十項以降に、これらの単業計理士
が税理士となるためのいろいろな経過
措置がここに特例として設けられてお
るのであります。その規定するところ
によりまして、明らかに国家試験、
特別試験を受けなければならぬとい
うことに規定されておるのであります。

このことは、結局彼らがすでに得てお
りましたところの権利、すなわち国家
試験を受けることなくして、彼らの経
験並びにその学識にかんがみて、選考
によって、この税務代理業務あるいは
税理士業務を行うことが出来る資格を
付与されていたところのこの計理士に
対して、今回の規定は、明らかにその
既得権を剥奪するものである。だから
これは従来の歴史的な経過措置にかん
がみても、ぜひ一つその経歴、年数に
ついて多少の制限をすることはやむ
を得ないとするも、これはやはりその
経験と学識にかんがみて、この際選考
によってやはり税理士たるの資格を付
与されるように救済されたい、こうい
う陳情が行われておるのであります。

これは、現在その単業計理士が千
二百名あり、扶養家族が五千名あり、
その雇用人員が三千七百名あって、合
計一万名に及ぶ者の死活的な問題だ
として、彼らは痛切にこれを訴えてお
るのであります。一体今回の法の改正
において、政府はどうして過去におい
て、すなわち旧税務代理士法において
彼らに付与されておったところのそ
ういふ特別の資格を、そういふような工
合に格下げされるに至ったもので

あるか、この点のいきさつについて、
政府の見解を一つ明らかにされたいと
思うのであります。

○渡邊政府委員 昭和二十六年に税理
士法ができました当時におきまして、
当時の一つの経過的な措置といたしま
して、税務職員の場合におきましては、
たとえ十五年でありますが、それから
から計理士の場合においては二年であ
りましたか、当時の状況に應じまして、
一定の実務経験を持った者につきまし
ては、これは一応の条件付でもって税
理士としての資格を与えるということ
にした、これは御説の通りでございます
。同時に、それはその当時のいわば
経過的な措置としまして行なつたもの
であります。今お話しした計理士の方
から御希望が出ております分は、その
分をやはりこの機会に繰り足すこと
によりまして、あのとと同じよう
に、いわば認定だけでもって資格を与
えてほしい、こういう御希望のよう
に伺います。同じような希望が税務
吏の中にも実はあつたわけございま
す。ただし、さういふように国家
試験を施行していくというのをず
と考へて参ります場合におきまして、
そこに一定の実務経験があれば、認定
だけでもって資格を与える、それは少
しどうも行き過ぎじゃないだろうか。

試験制度そのものをこわすような結
果になりはせぬか。そこで現在政府と
して提案申し上げておりますのは、計
理士の方については、一応実務経験
十年、それから税務吏の場合におい
ては二十年、そうした一応の制限は作り
同時にそうした実務経験を持った場合
におきましては、一般の人と異なつた
試験、特別な試験をすることによりま

してその資格を付与する。どの程度ま
でこうした方々を特別のめんどろを見
るかという、程度の問題だと思いま
すが、やはり試験制度というものを一
こわさないで、これはどこまでも堅持
しておく。ただし、特別な試験をす
るといふことによりまして、そういう
人たちの要望にも一応こたえていき
たい。これが現在政府が提案申し上げ
ている案でございます。

○春日委員 特別な試験であると言わ
れても、結局国家試験であることには
間違いがないわけで、試験は試験であ
る。ところが、かつてはこれは無試験
で資格が付与されたものであり、その
当時の所定の手續を踏んだものは、現
在の法律の施行に伴うて、やはり税理
士たるの資格がすつと与えられてい
る。すなわちかつて国家試験を受けな
かった者も、すでに得ておるところの
資格というものは、何ら本法の施行に
よつて喪失されるものではない。だと
いたしますれば、問題はかつて経過措
置として講じられてきたところの、こ
れらの二つの段階におけるこの単業計
理士に与えられておつた資格という
ものは、今回の法の改正に当つても十分重
視されなければ、これはやはり機会均
等を欠くと思つておられます。政府の
方では、あるいはその方は税理士法が
施行された当時、いわゆる単業計
理士なるものが四千名おつて、すでに
二千数百名のものが税理士としての選
考をパスして資格を得ておるのなか
ら、残余の者については、もはやその
必要はないというようなお考えがある
かもしれないけれども、この団体の陳
情しておるところによりまして、その
当時許可申請をしたけれども、あるいは

は戸籍謄本その他が、いろいろその当
時社会の秩序が混乱しておつたり、
通信がいろいろ紛失したりいたしまし
て、そうしていつしか期限を超過した
ものや、あるいは当時病床にあつてそ
れらの処理をすることができなかった
もの、あるいは戦争等に応召をして未
帰還であつて、そういう申請処理ので
き得なかつたもの、あるいはまたそ
ういふような法律の特例が設けられて
おつたところを知らなかつたものた
ち、こういうようなものが結局千二百
四十四名という形になつて残存してお
るのであります。こういうような事態
を考へますと、さらにこの単業計
理士なるものは、その後新しく発生し
たものではない、全部当時登録された
もののだけがこの資格を持って仕事を
することができなのであつて、新しく発生
したものではないわけなのである。この
間において時間的にすでに数年間を経
ておりますから、当時の経過措置の中
に重視されたこれらの人々の持つてお
るところの経験、あるいはその当時こ
の経過措置が講じられたときよりも
さらにプラス数年という、すなわち彼
らはより多くその経験を積んでお
るわけでありまして、経験の少かつた
時ですら選考によつてそれらの資格
が与えられたものを、ただいまにおい
て、その経験をさらに数年間加えた現
在において、選考によらずしてさらに
国家試験をするといふことは、これは
やはり理論としても取扱いとしても首
尾一貫を欠くものと思つて。かつてそ
ういふ取扱ひができて、多数の諸君はそ
の資格が与えられて、当時ただいま申
し上げたようないろいろな事故によつ
て選考を受ける機会を失した諸君に

対しても、この際はやはり同様の選考
によつて資格を付与してやること
は、何ら差しかえないことだと思つ
て、関連する事柄として、税務職員に対
する取扱ひ、これについてどうしたもの
か、これは御意見もありませんけれども、
これはかつてさういふような資格が選
考によつて与えられておつたとするな
らば、先般奥村君等の理論もあるが、そ
ういふような条件を付して、選考によ
つてさういふような資格を付すること
は、本法の趣旨、目的、その他機能、
性格から考へて、微税行政の上におい
て、あるいは国家社会の全体的な権衡
の上において、私は何らの障害をもた
らすものではないと確信するが、この
点についていかがでありますか。

○渡邊政府委員 今お話しになつたよ
うな計理士の方々の特別な扱いによつ
て、この際その方々の御希望の線に沿
うような措置を講じたいという点にお
いては、政府の原案も春日委員のお
っしゃつておること、その線では同じ
なんでありまして、問題は、その場合
において、どういふ条件でもってその
方々の御希望に沿うように考へてい
うかといふ条件において、春日委員の
今御質問といひますか、あるいはむしろ
計理士会の方からの陳情と、一応政府の
原案との違いがあるわけでありまして、
そこで、それじゃどういふわけであ
らうか、さういふ原案を作つたかとい
う点をお答えすることが、あるいは御
質問の趣旨に合うのかもしれない。二
十六年におきましては、一応立法の際
で、新しく法律を作つた際でございます
から、従つてその場合において、そ
ういふ経過的な措置といたしまして、そ

は戸籍謄本その他が、いろいろその当
時社会の秩序が混乱しておつたり、
通信がいろいろ紛失したりいたしまし
て、そうしていつしか期限を超過した
ものや、あるいは当時病床にあつてそ
れらの処理をすることができなかった
もの、あるいは戦争等に応召をして未
帰還であつて、そういう申請処理ので
き得なかつたもの、あるいはまたそ
ういふような法律の特例が設けられて
おつたところを知らなかつたものた
ち、こういうようなものが結局千二百
四十四名という形になつて残存してお
るのであります。こういうような事態
を考へますと、さらにこの単業計
理士なるものは、その後新しく発生し
たものではない、全部当時登録された
もののだけがこの資格を持って仕事を
することができなのであつて、新しく発生
したものではないわけなのである。この
間において時間的にすでに数年間を経
ておりますから、当時の経過措置の中
に重視されたこれらの人々の持つてお
るところの経験、あるいはその当時こ
の経過措置が講じられたときよりも
さらにプラス数年という、すなわち彼
らはより多くその経験を積んでお
るわけでありまして、経験の少かつた
時ですら選考によつてそれらの資格
が与えられたものを、ただいまにおい
て、その経験をさらに数年間加えた現
在において、選考によらずしてさらに
国家試験をするといふことは、これは
やはり理論としても取扱いとしても首
尾一貫を欠くものと思つて。かつてそ
ういふ取扱ひができて、多数の諸君はそ
の資格が与えられて、当時ただいま申
し上げたようないろいろな事故によつ
て選考を受ける機会を失した諸君に

対しても、この際はやはり同様の選考
によつて資格を付与してやること
は、何ら差しかえないことだと思つ
て、関連する事柄として、税務職員に対
する取扱ひ、これについてどうしたもの
か、これは御意見もありませんけれども、
これはかつてさういふような資格が選
考によつて与えられておつたとするな
らば、先般奥村君等の理論もあるが、そ
ういふような条件を付して、選考によ
つてさういふような資格を付すること
は、本法の趣旨、目的、その他機能、
性格から考へて、微税行政の上におい
て、あるいは国家社会の全体的な権衡
の上において、私は何らの障害をもた
らすものではないと確信するが、この
点についていかがでありますか。

○渡邊政府委員 今お話しになつたよ
うな計理士の方々の特別な扱いによつ
て、この際その方々の御希望の線に沿
うような措置を講じたいという点にお
いては、政府の原案も春日委員のお
っしゃつておること、その線では同じ
なんでありまして、問題は、その場合
において、どういふ条件でもってその
方々の御希望に沿うように考へてい
うかといふ条件において、春日委員の
今御質問といひますか、あるいはむしろ
計理士会の方からの陳情と、一応政府の
原案との違いがあるわけでありまして、
そこで、それじゃどういふわけであ
らうか、さういふ原案を作つたかとい
う点をお答えすることが、あるいは御
質問の趣旨に合うのかもしれない。二
十六年におきましては、一応立法の際
で、新しく法律を作つた際でございます
から、従つてその場合において、そ
ういふ経過的な措置といたしまして、そ

は戸籍謄本その他が、いろいろその当
時社会の秩序が混乱しておつたり、
通信がいろいろ紛失したりいたしまし
て、そうしていつしか期限を超過した
ものや、あるいは当時病床にあつてそ
れらの処理をすることができなかった
もの、あるいは戦争等に応召をして未
帰還であつて、そういう申請処理ので
き得なかつたもの、あるいはまたそ
ういふような法律の特例が設けられて
おつたところを知らなかつたものた
ち、こういうようなものが結局千二百
四十四名という形になつて残存してお
るのであります。こういうような事態
を考へますと、さらにこの単業計
理士なるものは、その後新しく発生し
たものではない、全部当時登録された
もののだけがこの資格を持って仕事を
することができなのであつて、新しく発生
したものではないわけなのである。この
間において時間的にすでに数年間を経
ておりますから、当時の経過措置の中
に重視されたこれらの人々の持つてお
るところの経験、あるいはその当時こ
の経過措置が講じられたときよりも
さらにプラス数年という、すなわち彼
らはより多くその経験を積んでお
るわけでありまして、経験の少かつた
時ですら選考によつてそれらの資格
が与えられたものを、ただいまにおい
て、その経験をさらに数年間加えた現
在において、選考によらずしてさらに
国家試験をするといふことは、これは
やはり理論としても取扱いとしても首
尾一貫を欠くものと思つて。かつてそ
ういふ取扱ひができて、多数の諸君はそ
の資格が与えられて、当時ただいま申
し上げたようないろいろな事故によつ
て選考を受ける機会を失した諸君に

う措置は確かに講じました。しかし、そこに一応の条件がございまして、その条件がかなわなかった者は、一応そこで落ちたわけでございまして。新しい何らかの措置を講じませんければ、その人たちは普通の人と同じような試験、もちろん科目免除とかいろいろな点はございしますが、普通の試験を受けなければならぬ。それではそういう人たちが少しお気の毒じゃないかという点を考えまして、といってこの陳情書にありますが、全部ただ認定でもっていくというだけでは、二十六年の立法当時はそれが許されたと思いますが、現状におきましては、税理士試験だけでなくて、いろいろな方々の試験制度をやりまして、全般的に、これは少し行き過ぎじゃないだろうか。そこで、従ってこういう方々においては、こういう方々だけを特に対象とした実務を中心とした特別な試験を受けることによりまして、普通の試験は受けなくてもいい、ただ特別な試験を受けなければならない、という点でこの方々の御希望を全部とは申しませんが、一部を達成できるように考えていったらどうか、これが政府の原案であります。

○春日委員 第二十二国会において、山本勝市君があなたにこういう質問をしておられる。すなわち、昭和二十六年に税理士法が制定されましたとき、それまで税務代理士法によって認められておいた計理士の税務業務、この税務代理士法におきましては、計理士は当然税務代理士を兼ねることが許されておったが、二十六年に税理士法ができて以来、この計理士の税務業務

というものは許されなくなった。その際いろいろの手段で、これまでの計理士が自動的に税務業務を続けられていくという処置をとっておられるけれども、その際漏れた者が相当あるということはお聞き知の通りだ。これらの者が取り扱われるように措置をとれ、当時の党の政綱会においてもそういう結論になったが、渡邊局長の見解いかんという質問をしまして、あなたの御答弁は、山本委員が言った通りだ。これはわれわれの方でもよく研究してみたいと思っておる。できるだけ山本君の意見に沿うような結論が出ることを希望しておる。こういう場合にあなたが答弁して、それからそこで山本委員は国税庁の方へ重ねて聞いておる。答弁者は清野説明員でありまして、国税庁の方では、次の通常国会を期して、たゞいま申し上げたような趣旨を織り込んで、税理士法の改正を準備しておるということをお聞きしておるが、国税庁の見解はどうか、こう言うたら、清野君の御答弁は、山本委員からの御発言の線、われわれ国税庁事務局としては目下検討中でありまして、単業計理士についての救済といいますが、これをどうなふうにするに税理士においても認めていくかという線での検討をいたしまして、そうしてそういう方向の案を提出したい、かように考えております。という答弁がなされて、ならば異議はないであろうというので、次の国会が期待されて、この質問は終わっておる。少くともここで質疑応答を通じて明らかにされた政府の見解が、二十年もたてば客観情勢の大変な推移ということもあり得るであろうけれども、わずかな年たないさきに——このときには

かつてなしたと同じような方法によって、具体的にいうならば、いわば選考によって資格を付与していくことと、あなたはこの場所において答弁をされておる。ところが今回新しくこの国家試験を加えていくということとは——渡邊さんは実は信念の人だと思つて、相当高く評価しておるのです。現実にはわれわれはひそかに敬意がいのものを払っておる。あなたはこの委員会においてこういう明確な答弁をして、しかも主税局ばかりではない、国税庁の責任者も、そういう趣旨にかなうように処理すると言っておいて、一国会を経ないさきに、今回ここに国家試験——特別試験とは言われておられるけれども、そのような試験の制度をここに制定せんとすることは、これは何といつても公約違反ということになるか、あるいは食言したということになるか、それともあなた方は、そのつどそのつどでたしめを言っておるという形になるのか、いずれにしても相当責任を問われなければならない事柄であろうと思う。従来の質疑応答の経過にかなうと、この第二十二国会におけるあなたの答弁と、今次国会における改正法律案のこの条文と照らして、これははなはだしく矛盾するとはお考えにならないか、この点一つ明らかにされたいと思ふのであります。

○渡邊政府委員 私、その御質問に御答弁申し上げたことは、記憶しております。ただ言葉の端々において、おっしゃる通りに、もうそのまゝ一から十までおっしゃる通りでございますと言ひ、同時にその通りいたしますと言つたかどうかは実は記憶しておりません。あるいは速記録でも見ればはつきりするかもしれないと思ひますが、ただわれわれの方としましては、趣旨として先ほど申し上げたように、そうした計理士の方々にいつて何らかの特別な措置を講じよう、こういう意図においては、前国会に申し上げたことと、われわれの堅持としてはちつとも変わっておりません。ただ先ほど申し上げたことを繰り返すことにはなりますが、その場合において、二十六年に行いましたように、一定の年数を経たければ全然無試験で認定したかどうか、当初はこういう話もあったのでございしますが、いろいろ他の国家試験の場合などには、み合せながら検討して参りますと、どうもそれでは少し行き過ぎになるのじゃないだろうか、といつて、この際としては普通の試験を受けるといふのも無理な場合もある。そこで、こういう方々については、前歴を尊重し、同時に特別な試験を受けることによりまして、一応特別な試験は受けていただくけれども、しかしそうした実務経験は十分尊重した上で、採点などについて考へていく、こういったようなところまでどういう方々の御希望を、全部とは言ひかねますが、少くとも一部はかなえ得るのじゃないか。従ひまして、前国会に私どもではつきり申し上げたか、ちつと記憶がございせんが、一応こういう方々について何らかの措置を講じたいという意味においては、その点はお約束は履行しているわけでございますが、いろいろ検討して参りますと、単純な認定といふのは、他の国家試験との振り合いを考えまして、も、ちつと無理であるという結論が出ましたので、現在のような政府提案になつてゐるわけでありまして。

○春日委員 私は、政府と国会が新しい法の制定、あるいは既存の法律の改正を行おうとする場合、司法、立法、行政の各般を通じて最も重視すべきは、その経過措置であると思ふ。たとへば司法関係の裁判所においても、最高裁判所の判例とか何とかがいふようなものは、法律と同じような効力を存しておる、あるいは国会におけるいろいろの問題等においても、この先例いかんというところで、先例といふものは、国会法、衆議院規則と同じように重視されて、權威のあるものとされておるのである。こういうような諸般の事情から判断をいたしますと、あなたの方のとられる道は、かつてこれらの単業計理士に税務代理士あるいは税理士たるの資格をどういふような方法によって付与してきたかといふところの先例ですね、この経過措置といふものは、やはり今回のこの法律改正に際しても十分重視されなければならぬと思う。特に私が強調したいことは、当時登録されてから新しい計理士といふものはいわねなんです。この間少くとも数年間といふものは、当時そういう特権を得ておったところの計理士に対してイカスペリエンスといふものがそれだけにさらにプラスされておる。すなわち税理士たるの適格性は、その分だけ経験を積むことによって加重されておる。すなわち濃化されておる、こういうわけなんです。だとすれば、かつてそういう特典が与えられた彼らに對して、今回も同様の趣旨に基いてそのような特典を与えることは、どうも差支つかえないことだと思ふのです。だから、それをやりなさいということをお私は強

く主張いたしておるのであります。

それからもう一つは、別の面より解剖して私の意見を申し述べて、あなたの見解を伺いたいのだが、いろいろ他の国家試験だとかいうことを言っておられる。いろいろ試験制度が設けられておるときに、このような計理士に対して無試験でそういう資格を付与することは、他との均衡上疑義がある、こういうようなことも言っておられるが、私がちよつと調べたところによると、この法律の附則に、ずっと書いてあるのだが、その附則のうちの第三十三項に「第三十項の規定による税理士試験の合格者を定める場合には、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、「業務に従事した年数」を参酌して」云々と書いてあるわけなんです。これは何ら純粹の国家試験ではない。その国家試験の成績には格別するのであらうけれども、しかしながら試験成績だけでは足りないで、やはりその業務に従事した年数をいろいろと参酌して、そうして資格を付与するところの認定条件の一つにする、こういう工合にうたわれておって、これは試験制度であるのか、あるいは認定制度であるのか、いずれにしても明確でないと思う。試験がうんと悪くつたって、年数が多くて、実際の業務の成績、あるいは社会の信望というものが非常に高い者であるならば、成績が悪くてもこれに与えようというならば、これは実質的に選考というもののウェイトが、資格の認否の中において占める度合いは非常に高いわけなんです。どうです。そういう意味から考えれば、その当時わずか三ヶ月間の猶予しか付せられなかったのだ、この短かい三ヶ月間の中において、これらの選考を受けるための書類を整備することのできなかった諸君、これらの人々を今救済をして、そうして税務行政に貢献させる、あるいは徴税行政の中においていろいろ紛議をかもしておる問題を抜本根柢的に解決するためには、絶好の機会ではないかと考えるのです。それで、これらの人々は現実に長年の経験を積んでおる人々だから、私はそんなに弊害はないと思う。だからそういうような立場に立って、純粹の試験制度でなければ何もかもういかなというなことをだれも言つた者もないし、そうしてまた附則の中においても、これは選考というものが相当高いウェイトによつて効力を持つような規定になつておりますから、何うところによりまして、せっかく黒金君の方で何か修正案ができておるようですが、しよせんそんなものはずさんなものであるうから、もう一ぺん私の意見も加えて、そうしてこれらの計理士諸君のかつて得たところの権利といひましようか、そうして現在もこれらの諸君が付随業務として税金の關係の仕事も現実に取り扱わなければならぬのだから、そしてまたさらに今回の法律の修正案の中にも、公認会計士が通報によつて随時そういうことが行われるようなフエーパーも与えられんとしておるのですから、やはり同じような趣旨によつて多くの人々の要請にこたえ得る、そういう完璧な法の体系を作る、こういうようなことは非常に意義のあることだと思ひます。本日はすでに時間もこんな調子になつてしまひまして、この問題について十分な結論を得ることはできないであらうから、本委員の発

言を聞いておられた自民党の諸君も十分心を開いて、一つ問題の解決に資するため最善の努力をされたいということを強く要望いたしまして、またそれでなければ、われら日本社会党は断じてこの法律案を適すものではないということを付言いたしまして、私の質疑を終る次第であります。

午後零時四十四分散会

昭和三十一年五月二十五日印刷

昭和三十一年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局